別紙２

行政手続条例が適用される（条例又は規則に根拠がある）審査基準（申請に対する処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処　　分　　名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備　　考
3201	文化振興助成の決定	厚岸町文化振興助成条例（平成９年厚岸町条例第19号）	第５条第１項	○	７日	教育委員会生涯学習課生涯学習係	
3202	公民館使用の許可	厚岸町公民館条例（平成13年厚岸町条例第39号）	第７条第１項	×ア	３日	教育委員会生涯学習課生涯学習係	
3203	公民館使用料の免除	厚岸町公民館条例（平成13年厚岸町条例第39号）	第11条第３項	×ア	２日	教育委員会生涯学習課生涯学習係	
3204	公民館の特別の設備等の許可	厚岸町公民館条例（平成13年厚岸町条例第39号）	第13条	×イ	設定しない	教育委員会生涯学習課生涯学習係	
3205	公民館使用料の還付申請	厚岸町公民館条例施行規則（平成13年厚岸町教育委員会規則第４号）	第９条	×ア	１５日	教育委員会生涯学習課生涯学習係	
3206	公民館使用者の販売行為の許可	厚岸町公民館条例施行規則（平成13年厚岸町教育委員会規則第４号）	第12条	○	３日	教育委員会生涯学習課生涯学習係	
3207	真龍小学校施設開放利用の承認	真龍小学校施設開放事業実施規則（平成20年厚岸町教育委員会規則第５号）	第５条第１項	×ア	１日	教育委員会生涯学習課生涯学習係	
3208	情報館施設利用の許可	厚岸町情報館設置条例施行規則（平成８年厚岸町教育委員会規則第２号）	第22条	○	２日	教育委員会生涯学習課情報館	
3212	町指定文化財の指定	厚岸町文化財保護条例（昭和33年厚岸町条例第７号）	第８条第１項	×ウ	設定しない	教育委員会生涯学習課海事記念館	
3213	町指定文化財に対する行為の許可	厚岸町文化財保護条例（昭和33年厚岸町条例第７号）	第14条	×ア	３０日	教育委員会生涯学習課海事記念館	
3301	スポーツ振興助成の決定	厚岸町スポーツ振興助成条例（昭和50年厚岸町条例第８号）	第４条第１項	○	１０日	教育委員会生涯学習課スポーツ係	
3302	海洋センター使用の許可	厚岸町Ｂ＆Ｇ海洋センター条例（平成13年厚岸町条例第43号）	第５条第１項	○	２日	教育委員会生涯学習課スポーツ係	
3303	海洋センター使用料の免除	厚岸町Ｂ＆Ｇ海洋センター条例（平成13年厚岸町条例第43号）	第９条第２項	○	２日	教育委員会生涯学習課スポーツ係	
3304	海洋センターの特別の設備等の許可	厚岸町Ｂ＆Ｇ海洋センター条例（平成13年厚岸町条例第43号）	第11条	×イ	２日	教育委員会生涯学習課スポーツ係	
3305	海洋センター使用料の還付申請	厚岸町Ｂ＆Ｇ海洋センター条例（平成13年厚岸町条例第43号）	第10条	○	１０日	教育委員会生涯学習課スポーツ係	
3306	学校開放利用団体の登録	厚岸町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（平成６年教育委員会規則第１号）	第６条	○	２日	教育委員会生涯学習課スポーツ係	
3307	学校開放利用の申請	厚岸町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（平成６年教育委員会規則第１号）	第７条	○	３日	教育委員会生涯学習課スポーツ係	
3308	地区体育館使用の承認	厚岸町地区体育館条例（平成10年厚岸町条例第21号）	第３条第１項	○	２日	教育委員会生涯学習課スポーツ係	

個票番号	処　　分　　名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備　　考
3309	勤労者体育センター使用の許可	厚岸町勤労者体育センター条例（平成15年厚岸町条例第34号）	第５条第１項	○	２日	教育委員会生涯学習課スポーツ係	
3310	勤労者体育センター使用料の免除	厚岸町勤労者体育センター条例（平成15年厚岸町条例第34号）	第９条第２項	○	２日	教育委員会生涯学習課スポーツ係	
3311	勤労者体育センターの特別の設備等の許可	厚岸町勤労者体育センター条例（平成15年厚岸町条例第34号）	第11条	×イ	２日	教育委員会生涯学習課スポーツ係	
3312	勤労者体育センター使用料の還付申請	厚岸町勤労者体育センター条例（平成15年厚岸町条例第34号）	第10条	○	１０日	教育委員会生涯学習課スポーツ係	
3313	宮園公園体育施設使用の許可	厚岸町宮園公園体育施設管理規則（平成16年厚岸町教育委員会規則第７号）	第４条	○	２日	教育委員会生涯学習課スポーツ係	
3314	宮園公園パークゴルフ場使用の許可	厚岸町宮園公園パークゴルフ場管理規則（平成16年度教育委員会規則第11号）	第３条第１項、第２項	○	２日	教育委員会生涯学習課スポーツ係	
3315	宮園公園パークゴルフ場使用料の減免	厚岸町都市公園条例（昭和53年厚岸町条例第7号）	第15条	○	２日	教育委員会生涯学習課スポーツ係	
3316	温水プール使用の許可	厚岸町温水プール条例（平成13年厚岸町条例第44号）	第５条第１項	○	２日	教育委員会生涯学習課温水プール	
3317	温水プール使用料の免除	厚岸町温水プール条例（平成13年厚岸町条例第44号）	第９条第２項	○	２日	教育委員会生涯学習課温水プール	
3318	温水プールの特別の設備等の許可	厚岸町温水プール条例（平成13年厚岸町条例第44号）	第11条	○	２日	教育委員会生涯学習課温水プール	
3319	温水プール使用料の還付申請	厚岸町温水プール条例（平成13年厚岸町条例第44号）	第10条	○	１０日	教育委員会生涯学習課温水プール	
3320	多目的屋内スポーツ施設使用の許可	厚岸町多目的屋内スポーツ施設条例（令和４年厚岸町条例第19号）	第５条第１項	○	２日	教育委員会生涯学習課スポーツ係	
3321	多目的屋内スポーツ施設使用料の免除	厚岸町多目的屋内スポーツ施設条例（令和４年厚岸町条例第19号）	第９条第２項	○	２日	教育委員会生涯学習課スポーツ係	
3322	多目的屋内スポーツ施設の特別の設備等の許可	厚岸町多目的屋内スポーツ施設条例（令和４年厚岸町条例第19号）	第11条	×イ	２日	教育委員会生涯学習課スポーツ係	
3323	多目的屋内スポーツ施設使用料の還付申請	厚岸町多目的屋内スポーツ施設条例（令和４年厚岸町条例第19号）	第10条	○	１０日	教育委員会生涯学習課スポーツ係	

※「審査基準」欄の記載内容は、次のとおりです。
①「○」　審査基準を設定している。
②「×」　審査基準を設定していない
ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの
イ：申請等の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの
ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの